

ふれあい・いきいきサロン事業実施要綱

(目的)

第1条 ふれあい・いきいきサロン（以下「サロン」という。）は、地域においてボランティアが主体となって自主的に運営し、地域で生活している方々がふれあいを通し仲間づくりの輪を広げ、生きがいづくり、社会参加を促進する「地域のつどいの場」づくりを通じて地域福祉活動の推進を図ることを目的として実施する。

(事業主体)

第2条 この事業の事業主体は、鳥取市社会福祉協議会（以下、市社協という。）とする。

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、地区社会福祉協議会（以下、地区社協という。）とする。

(対象者)

第4条 鳥取市内に居住し、当該地区の高齢者とする。ただし、サロン代表者が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(運営主体)

第5条 この事業は、サロン単位に代表者を置き運営するものとする。

2 上記に定めるものの他、第1条に掲げる目的に賛同する団体並びに地域住民の主体的な協力を得るものとする。

- (1) 自治会 地区民生児童委員協議会 老人クラブ 他
- (2) 行政機関 保健所 公民館 他
- (3) 地域住民（ボランティア）

(活動内容)

第6条 サロンの活動内容は下記のとおりとする。

- (1) 会食 おしゃべり 健康相談
 - (2) 歌 おどり ゲーム 手芸 折紙
 - (3) グラウンドゴルフ 季節行事 園児との交流
 - (4) その他、代表者が必要と認める活動
- 2 サロンは、対象者が歩いていくことができる範囲（公民館・町内会館・民家・寺 等）に設置するものとする。

(役割分担)

第7条 事業に係る役割分担は下記のとおりとする。

1 市社協

- (1) 活動に係る経費について、予算の範囲内において一部助成する。
- (2) 必要な情報を地区社協に提供する。

2 地区社協

- (1) 公民館や集会所など公共施設等でサロンを設置し、運営に協力する。
- (2) サロン及び各種団体並びに地域住民（ボランティア）の育成及び連絡調整を行う。

3 地域住民

- (1) ボランティアとして、サロンの運営に参画する。
- (2) ボランティアは、運営に協力し対象者から相談等を受けた場合には、地区社協に報告する。

（助成基準）

第8条 サロンの助成基準を別表のとおりとする。

（助成金申請）

第9条 事業に係る事業支援助成金（別表）（以下「助成金」）を受けようとするものは、下記の手続きを経るものとする。

- (1) 地区社協会長は、事業支援助成金申請書（様式1）及び必要書類（様式2～4）を添えて市社協会長に提出する。
- (2) 申請を受けた市社協会長は、助成金額を決定し、地区社協会長に事業助成金交付決定通知を送付するものとする。
- (3) 事業助成金交付決定通知を受けた地区社協会長は、市社協会長に事業助成金請求書（様式5）を提出するものとする。
- (4) 請求を受けた市社協会長は、支払通知を地区社協会長に送付し、助成金を交付するものとする。
- (5) 助成金の交付を受けた地区社協会長は、助成金報告書（様式6）及び必要書類（様式7～9）を添えて市社協会長に提出するものとする。

（補則）

第10条 市社協は事業に協力するボランティアの事故に備え、「鳥取市社会奉仕活動等補償制度」に加入する。

2 その他必要な事項は、市社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表

対象経費助成額〔事業支援助成金〕

	基準及び年間助成額		
基準回数	年6回以上の実施（会食は問わず）		
人数	5人以上（ボランティア含む人数）		
助成額	①基本助成	7,000円	
	②人数加算助成	11人～20人	5,000円
		21人以上	10,000円
		③食事（会食）助成 年6回以上	5,000円
	④新規結成助成	5,000円	

